

一般社団法人東京臨床心理士会
委員会に関する規程

2016年3月14日理事会承認

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人東京臨床心理士会（以下、「本会」という。）定款第37条に基づき置かれる本会の委員会に関して必要事項を定め、もって本会委員会の適正かつ円滑な運営を期すことを目的とする。

2 倫理委員会及び選挙管理委員会を除く委員会は本規程により運営し、倫理委員会においては倫理規程に定められている事項を除き、選挙管理委員会においては選挙管理規程に定められている事項を除き、本規程を適用するものとする。

(委員会の設置と廃止)

第2条 委員会の設置もしくは廃止については、理事会が審議し決定する。

(委員会の定義)

第3条 本規程に定める委員会とは、以下に掲げるものとする。

- (1) 委員会 本会業務に関して常設される委員会
 - (2) プロジェクト委員会 時限的に設置される委員会
- 2 委員会は、理事会に従って本会の会務を遂行し、その結果を理事会に報告する。
- 3 委員会の名称及び各委員会の所管事項は別表のとおりとする。

(委員会の構成)

第4条 委員会は、委員長1名及び委員若干名をもって組織する。

- 2 委員長は委員会活動全般を把握し、委員会を代表する。
- 3 委員は各活動を分担する。

(委員長及び委員の選出)

第5条 委員長及び委員の選任と解任は、次のとおりとする。

- 2 委員は、正会員の中から理事会の承認を経て会長が委嘱する。
- 3 委員長は、会長が理事の中から選任し、解任をする。

(委員長及び委員の任期)

第6条 委員長及び委員の任期は、次のとおりとする。

- 2 委員長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員長が任期途中で解任されたときは、これを補充し、その任期は前任者の残任期間とする。

(委員会経費)

第7条 委員会運営にかかる経費は、本会の予算をもってまかなう。

2 委員会の運営及び委員の活動にかかる経費については、別途定める理事等活動費規程のとおりとする。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

「委員会に関する規程」 別表（第3条及び第4条関係）

委員会名	所管事項
広報委員会	ニュースレター、とうりんしんニュース、その他、諸情報の広報に関すること。
職能・研修委員会	職能に関する会員のキャリアアップ及び資格の汎用性を担保する研修事業などに関すること。
地域活動推進委員会	地域における社会貢献活動の推進、会員相互のネットワークの形成など、会員の地域活動に関すること。
倫理委員会	倫理規程に定めること。
選挙管理委員会	選挙規程に定めること。
医療保健福祉領域委員会	医療・保健及び成人の福祉に関すること。
子育て支援委員会	「こども相談室」事業及び子ども・子育ての支援、子どもの福祉に関すること。
学校臨床委員会	スクールカウンセリングなど、学校及び教育領域に関すること。
産業領域委員会	産業領域に関すること。
司法関連領域委員会	犯罪被害者支援、司法矯正、DV、ハラスメントなど、司法及びその関連領域に関すること。
災害対策委員会	被災者支援、災害時支援体制及び連携体制の整備、危機支援チーム活動など、災害に関すること。
相談事業委員会	当会が実施する相談支援事業(連携協働を含む)に関すること。自殺対策に関連する相談事業を含む。
公認心理師資格プロジェクト委員会	公認心理師資格に関すること。
3・11 福島支援プロジェクト委員会	福島県受託事業に関すること。
里親支援プロジェクト委員会	東京都里親支援機関事業に関すること。
大会プロジェクト委員会	2年ごとに開催される当会大会の企画と運営に関すること。